地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

平成25年 4月 26日

協議会・構成員

生活交通改善事業計画(叡山電鉄株式会

社)に関する協議会

京都府・京都市

叡山電鉄株式会社

近畿運輸局

事業名	補助対象事業者等	事業概要	①事業実施の適切性	②目標・効果達成状況	③事業の今後の改善点
地域公共交通バリア解消促進等事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	叡山電鉄株式会社 (叡山本線・鞍馬線)	踏切保安設備 遮断機の更新 防護設備 落石等防護設備新設 分岐器 40Nレールを50Nレールへ更新 電柱 鉄製・木製支柱をコンクリート製支柱へ更新 電路設備 電車線更新 変電所設備 変成機器(遠方制御装置(改良)) 車両設備 補助電源装置(SIV)の更新 車両設備 車輪を防音車輪に更新 車両設備 重転状況記録装置の新設 車両設備 全般検査・重要部検査 踏切保安設備 閃光灯更新	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 年間利用者653万人の輸送の安全性が図られた。	平成24年度に計画した整備事業は終了した。

【各評価項目の評価基準】

- ①事業実施の適切性
 - A...事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(されている)。
 - B...事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
 - C...事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。
- ②目標·効果達成状況
 - A...事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)。
 - B...事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)。
 - C...事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)。